

自動車リサイクル法
登録手続きマニュアル
(フロン類回収業)

松山市環境部
廃棄物対策課

令和4年10月

フロン類回収業に係る登録手続きについて

1. 申請書の提出先

〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 別館4階 松山市廃棄物対策課(別館4階)
TEL:089-948-6914 FAX:089-934-1928

2. 申請書の提出部数

1部

※申請書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 申請手数料

※現金でお持ちください。

新規登録…5,000円 更新登録…4,000円

4. 申請に当たって

窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。(詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。)

(1)有効な許可証等の原本

(2)窓口に来る会社等の従業員の①健康保険証(雇用主(申請者)の名前が記載されているもの)及び②運転免許証等の2点。個人事業主本人の場合は②のみで可

5. 手続きについて

- ・ 更新登録の場合は、有効期限の2ヶ月前から受付をしています。
- ・ 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ・ 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。
- ・ 当マニュアルに記載した書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合があります。

6. 登録期限と更新手続き

登録の有効期間は5年間です。その後も業務を継続する場合には、登録更新手続きが必要です。期限までに更新手続きがなされない場合は、登録は自動的に失効します。

※松山市から期限が切れる旨の連絡・通知は行いません。ご注意ください。

7. 登録内容変更時の手続き

氏名、住所、法人の名称、法人の代表者、事業所の名称、事業所の所在地、法人の役員等に変更があった場合および事業所の追加・廃止があった場合等は変更届を、事業の全部を廃止したときは廃業届を、該当した日から30日以内に松山市に提出する必要があります。別途変更(廃業)届出マニュアルに従い、手続きを行ってください。

8. 自動車リサイクルシステムでの手続き

<新規登録時>

登録を受け登録通知書が交付された後、「自動車リサイクルシステム」への事業者登録が必要です。

<登録更新時>

松山市へ登録更新申請を行った後、自動車リサイクルシステム上で手続きが必要です。

事業者登録に関するお問合せは松山市ではなく下記へお願いします。

○自動車リサイクルシステムHP

<http://www.jars.gr.jp>

○自動車リサイクルコンタクトセンター

電話番号:050-3786-7755

受付時間:9:00~18:00(土日祝日・年末年始等を除く)

フロン類回収業者登録申請の必要書類と留意事項

新規申請時と更新申請時に提出していただく書類は同じものです。

※更新時に省略できる書類はありません。

○…必要書類 ×…不要

書類の名称	区分		留意事項
	法人	個人	
フロン類回収業者登録申請書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> *氏名又は名称及び住所については、住民票の写し(商業登記簿)どおりに正確に記載すること *松山市内の事業所の名称・所在地を記載すること *回収しようとするフロン類の種類欄は該当するものに○印を記載すること *カタログ等で能力を確認の上、フロン類回収設備の台数を記載すること
住民票の写し (役員一覧でも可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の3ヶ月以内に取得したもので、本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの *個人：本人のもの *法人：役員(商業登記簿に記載されている取締役・監査役)全員分 *未成年者：本人のものに加えて、法定代理人のものも提出 <p>※国外在住の外国籍役員がいる場合は、申請前に当課に相談してください。</p>
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の3ヶ月以内に取得したものであること *申請者が法人の場合に提出すること
登記されていないことの証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の3ヶ月以内に取得したものであること *個人：本人のもの *法人：役員(商業登記簿に記載されている取締役・監査役)全員分 *未成年者：本人のものに加え、法定代理人のものも提出 <p>※後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。</p>
欠格条項不該当誓約書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> *申請者が法第56条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
フロン類回収設備の使用権原に関する書類	○	○	<ul style="list-style-type: none"> *所有権を証明できる種類 <ul style="list-style-type: none"> ・購入契約書 ・納品書 ・領収書 ・購入証明書 等 *自己所有で無ければ、使用権原を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書 ・借用証明書 等
フロン類回収設備の種類・能力の説明書類	○	○	<ul style="list-style-type: none"> *フロン類回収設備の回収可能品目、能力の分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の取扱説明書 ・仕様書 ・カタログ 等

書類の名称	区分		留意事項
	法人	個人	
フロン類回収設備並びに付帯設備に十分な知見を有することを証明する書類	○	○	<p>*知見を有することを証明する資格証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷媒回収推進・技術センター(RCC)が認定した冷媒回収技術者 ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) ・冷凍空気調和機器施工技能士 ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安全管理者 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者 ・冷凍空調技師(日本冷凍空調学会) ・技術士(冷暖房、冷凍機械) ・自動車電気装置整備士 ・自動車整備士(シャシ整備のみは除く) 等

<公的書類の取得先>

- ・住民票の写し：市役所・町村役場等
- ・登記されていないことの証明書：法務局(支局及び出張所を除く。)
- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)：法務局